

令和 2 年 2 月 27 日  
(2020年)

業 者 各 位

技 術 管 理 課

令和2年3月設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

このことについて、和歌山県からの特例措置の通知に基づき、本市におきましても次のとおり運用することとしますのでお知らせします。

#### 1 措置の内容

令和2年3月設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の上昇に伴い、  
2に定める建設コンサルタント業務等の受注者は、設計業務委託契約書第53条又は建築設計業務委託契約書第52条又は測量・調査業務請負契約書第53条に掲げる規定に基づく契約金額の変更の協議を請求することができます。

#### 2 対象業務

令和2年3月1日以降に当初契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算に当たり、旧技術者単価を適用したもの。

#### 3 具体的な取扱い

次の方式により算出された契約金額に契約を変更します。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

#### 4 具体的な対応について

##### (1) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は打合せ記録簿等の書面により、契約日から起算して10日以内に行うこととします。

##### (2) 措置の運用基準

契約金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定めます。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め受注者に通知します。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知します。ただし、発注者が当該請求を受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができます。